



平成 30 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ン ソ ー ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 舟 橋 孝 之
(コード番号 : 6200 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長 藤 本 茂 夫
(TEL : 03-5259-0070)

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 2 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、社会人向け教育研修事業を主たる事業とし、平成 14 年の創業以来「働くを楽しくする」サービスの提供を続け、平成 28 年 7 月東京証券取引所マザーズ市場に上場、平成 29 年 7 月東京証券取引所市場第一部への市場変更を行い、更なる事業の拡大に向け励んでおります。

現在、企業を取り巻く環境は、平成 29 年 11 月の完全失業率は 2.7%、有効求人倍率 1.56 倍となるなど空前の人手不足となっており、今後も少子高齢化による労働力不足が予想されております。そのような状況のなか、働き方改革、生産性向上の重要性が高まっており、人手不足を人材教育・ITを活用した効率化で補いたいというニーズがさらに拡大しております。

当社では、平成 29 年 11 月に策定した 2020 年 9 月期を最終年度とする中期 3 年計画「Road to next 2020」において、①連結売上高 7,340 百万円、②連結営業利益 1,210 百万円を目標とし、3 年間に於いて年平均 20%以上の成長を目指しております。中期 3 年計画の実現に向け、当社が社会人向け教育研修事業を通じて培った、約 20,000 社の顧客基盤に向けた採用支援、ITサービス等幅広い分野のサービスを展開することで、従来の教育研修事業の拡大による安定的な成長にとどまらない、非連続な成長を遂げるための取組を加速させてまいります。

今回の資金調達は、当該採用支援サービス及び IT サービスにおけるシステム開発及び広告・マーケティング、人材採用育成支援に充当を予定しております。採用支援サービスではランキングに囚われない、応募者と企業の双方の「らしさ」によるマッチングサービスへの開発投資を行う予定です。

また、IT サービスにおいては、人事・総務関連業務をメインターゲットとした IT を用いた業務改善、AI 研修によって潜在的なニーズを引き出す AI コンサルティング、成長企業に対するセキュリティサービスとデジタルマーケティングサービスの開発投資を行う予定です。

これらのさまざまな新サービスの開発により、更なる業容拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

なお、今回の資金調達と同時に実施する株式売出しは、当社株式の分布状況の改善並びに流動性の向上を目的とするものであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 240,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月13日(火)から平成30年2月15日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年2月20日(火)から平成30年2月22日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役執行役員社長 舟橋 孝之に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 200,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 川端 久美子 100,000株
大島 浩之 42,200株
舟橋 孝之 20,000株
大畑 芳雄 20,000株
澤田 哲也 10,000株
水野 大輔 3,200株
上林 憲雄 1,000株
帰山 智幸 1,000株
西 将司 1,000株 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- | | | |
|--|-------|------|
| | 百瀬 康倫 | 600株 |
| | 藤本 茂夫 | 500株 |
| | 松木 宏明 | 500株 |
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役執行役員社長 舟橋 孝之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 66,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から66,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役執行役員社長 舟橋 孝之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 66,000株
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集におけ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 決 定 方 法 る払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出さ
資本準備金の額 れる資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円
未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加
する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 30 年 3 月 20 日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成 30 年 3 月 22 日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役執行役員社長 舟橋 孝之に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から66,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、66,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成30年2月2日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年3月22日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月16日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|------------|---------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 8,218,300株 | (平成30年2月2日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 240,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 8,458,300株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 66,000株 | (注) |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 8,524,300株 | (注) |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,255,745,000 円について、今後の更なる事業成長を見据え、設備投資資金として採用支援サービス及び I T サービスにおけるシステム開発投資資金に 750,000 千円（平成 30 年 9 月期：50,000 千円、平成 31 年 9 月期：500,000 千円、平成 32 年 9 月期：200,000 千円）、マーケティング・広告宣伝資金に 280,000 千円（平成 30 年 9 月期：50,000 千円、平成 31 年 9 月期：100,000 千円、平成 32 年 9 月期：130,000 千円）、人材採用・育成資金に残額を充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成 30 年 2 月 2 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 29 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
東京 セミナールーム (東京都千代田区)	建物内装、造作、敷金	15,000	3,090	自己 資金	平成 30 年 9 月期中	平成 30 年 9 月期中	—
本社 (東京都千代田区)	顧客向けシステム (採用支援サービス)	250,000	—	増資 資金	平成 31 年 9 月期中	平成 31 年 9 月期中	—
本社 (東京都千代田区)	顧客向けシステム (I T サービス)	50,000	—	増資 資金	平成 30 年 9 月期中	平成 30 年 9 月期中	—
		250,000	—	増資 資金	平成 31 年 9 月期中	平成 31 年 9 月期中	—
		200,000	—	増資 資金	平成 32 年 9 月期中	平成 32 年 9 月期中	—
本社 (東京都千代田区)	顧客向けシステム	51,400	12,120	自己 資金	平成 30 年 9 月期中	平成 30 年 9 月期中	—
本社 (東京都千代田区)	社内基幹システム	51,600	2,787	自己 資金	平成 30 年 9 月期中	平成 30 年 9 月期中	—
		50,000	—	自己 資金	平成 31 年 9 月期中	平成 31 年 9 月期中	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、測定が困難なため、記載を省略しております。

3. 当社グループは「教育サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当の基本方針を「株主の皆さまから長期にご支援いただけるよう配当性向 30%を目途に、業績に連動した配当を継続して実施していく」こととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
1株当たり連結当期純利益	31.70円	38.93円	50.94円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	4.00円 (-円)	11.00円 (-円)	18.00円 (-円)
実績連結配当性向	12.6%	28.3%	35.3%
自己資本連結当期純利益率	38.1%	28.8%	29.8%
連結純資産配当率	4.8%	8.5%	10.6%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社に帰属する連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は1.81%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成26年9月1日	55,500株	312円	156円	平成28年12月1日から 平成33年8月31日まで
平成26年9月1日	98,500株	312円	156円	平成30年12月1日から 平成36年8月31日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成28年7月20日	有償一般募集 334,880千円	326,269千円	167,440千円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
始 値	－円	810円	695円	1,825円
高 値	－円	1,092円	2,400円	4,830円
安 値	－円	652円	689円	1,788円
終 値	－円	685円	1,806円	4,665円
株価収益率	－倍	17.60倍	35.45倍	－

- (注) 1. 当社は、平成28年7月21日付をもって株式会社東京証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。
2. 平成30年9月期の株価については、平成30年2月1日(木)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である川端 久美子、大島 浩之、舟橋 孝之、大畑 芳雄、澤田 哲也、水野 大輔、上林 憲雄、帰山 智幸、西 将司、百瀬 康倫、藤本 茂夫及び松木 宏明並びに当社株主である株式会社ルプラスは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものであります。

2. 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

①氏名	舟橋 孝之
②住所	東京都千代田区
③当社との関係	代表取締役 執行役員社長

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成29年9月30日現在)	親会社以外の 支配株主	6,490個 (8.04%)	35,158個 (43.57%)	41,648個 (51.61%)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
異動後	主要株主	6,244 個 (7.51%)	35,158 個 (42.31%)	41,402 個 (49.83%)

(注) 1. 異動前の議決権の数（議決権所有割合）は、平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数80,694個を基準に算出しております。

発行済株式総数 8,218,300株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 148,900株

2. 異動後の議決権（議決権所有割合）は、(注) 1. の異動前の議決権の数（議決権所有割合）80,694個に、今回の公募による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数2,400個を加算して算出した議決権の数83,094個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日。

5. 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。